

景観法に基づく行為の届出について

1. 景観計画について

日向市は、平成18年10月に景観行政団体に移行し、市民・事業者・行政が協力して、景観形成を推進しています。景観計画が定められている区域では、建築物や工作物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について、景観計画に定めている基準や配慮事項等に基づいて計画・設計していただき、行為着手の30日前までに市長への届出が必要になります。（届出部数：2部）

景観形成基準は、各景観計画に掲載されていますので、参考にしてください。現在、細島地区・牧水の里・美々の里・日豊海岸地域の4つの景観計画があります。

2. 届出対象行為及び添付書類

届出行為	添付書類	
	種類	備考
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	付近見取図	当該敷地の周辺状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上とする
	配置図	敷地境界及び建築物の位置が分かるもの
	平面図	
	立面図	着色し、マンセル値を記載すること
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	付近見取図	当該敷地の周辺状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上とする
	配置図	敷地境界及び建築物の位置が分かるもの
	平面図	
	立面図	着色し、マンセル値を記載すること
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 	付近見取図	当該敷地の周辺状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上とする
	平面図	変更前、変更後を明記すること
	断面図	変更前、変更後を明記すること
	植栽計画図	
<ul style="list-style-type: none"> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	付近見取図	当該敷地の周辺状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上とする
	平面図	変更前、変更後を明記すること
	断面図	変更前、変更後を明記すること
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

※必要に応じ上記以外の書類（鳥瞰図、製品カタログ等）を提出していただくことがあります。

3. その他

日向市ホームページから景観計画に係る資料をダウンロード出来ますので、ご利用ください。

日向市ホームページ > 産業・経済・ビジネス > 都市建設・景観 >

> 景観まちづくりに関する各種の届出・支援制度

「細島地区景観計画」「牧水の里景観計画」「美々の里景観計画」「日豊海岸地域景観計画」

「日向市景観計画区域内行為（変更）届出書」

「日向市景観計画区域内行為完了届出書」

4. 問合せ先

日向市 建設部 都市政策課 技術調整係

TEL：0982-52-2111（内線2305）

FAX：0982-54-2639